

秋田市介護支援ボランティア 受入機関の手引き



秋田市は高齢者にやさしい都市の実現をめざしています

令和5年4月 秋田市

はじめに

秋田市では、平成24年10月から「介護支援ボランティア事業」を開始しました。

この手引きは、事業にご協力してくださる受入機関（施設）の皆様が実際にボランティアのかたがたを受け入れる際の手引きとして作成しましたので、ご活用いただければ幸いです。

また、この手引きおよびこの事業に対するご不明な点がございましたら、秋田市福祉保健部長寿福祉課長寿企画担当（電話：888-5666）までご連絡ください。

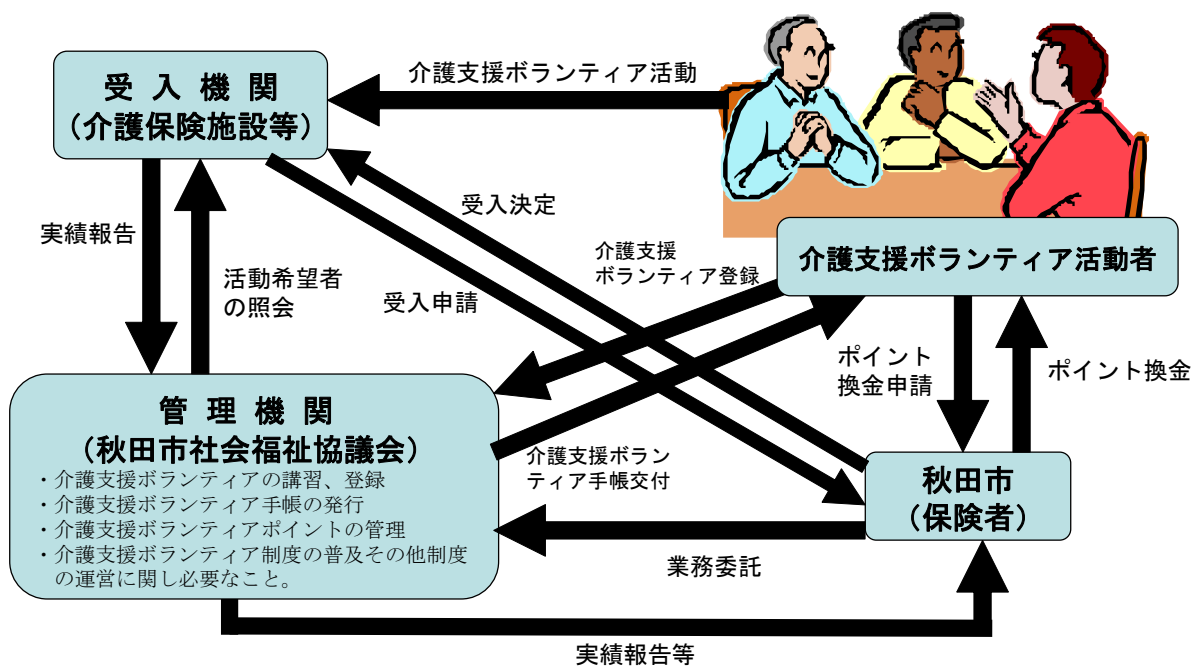
目次

| | |
|-------------------|---|
| 事業の目的 | 1 |
| 事業内容 | 1 |
| 事業参加の流れ（ボランティア側） | 4 |
| 受入機関指定に関する活動内容の要件 | 6 |
| 受入機関指定申請手続について | 6 |
| 受入機関にお願いしたいこと | 7 |
| よくある質問 | 9 |

事業の目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励、支援し、また、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進し、もって生き生きとした地域社会の実現を目指すとともに秋田市の地域福祉を推進することを目的とします。

【実施スキーム】



事業内容

1 概略

高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、本人の申出によりポイントを換金した交付金を交付します。

2 対象者

秋田市にお住まいの65歳以上（秋田市介護保険第1号被保険者）のうち、要介護認定を受けていないかたで、以下のボランティア活動ができる健康で体力のあるかた

3 対象となる活動

- (1) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した介護保険施設での活動
 - ① レクリエーション等の指導および参加支援
 - ② お茶だしおよび食堂内の配膳、下膳等の補助
 - ③ 喫茶等の運営補助
 - ④ 散歩、外出および館内移動の補助
 - ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
 - ⑥ 話し相手
 - ⑦ 施設の職員とともに行う草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等の軽微かつ補助的な活動
- (2) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した放課後児童クラブでの活動
 - ① レクリエーション等の指導および参加支援
 - ② 児童の遊び相手
 - ③ 紙芝居、昔話、昔遊びの伝承等の活動
- (3) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した児童館・児童センターでの活動
 - ① レクリエーション等の指導および参加支援
 - ② 児童の遊び相手
 - ③ 紙芝居、昔話、昔遊びの伝承等の活動
- (4) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した市立図書館での活動
 - ① 図書や紙芝居の読み聞かせ
 - ② 図書の整理
 - ③ 図書の補修
 - ④ 紙芝居等の製作
 - ⑤ 目の不自由なかたへの朗読奉仕
 - ⑥ その他の図書館での活動

- (5) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した認知症カフェでの活動
- ① 受付
 - ② 喫茶等の運営補助
 - ③ 話し相手
 - ④ 講演、レクリエーション等の行事の手伝い
 - ⑤ その他の認知症カフェでの活動
- (6) 市が介護支援ボランティア制度事業の受入機関として指定した子ども食堂での活動
- ① 調理補助
 - ② 食堂内の配膳、下膳
 - ③ 児童の話し相手
 - ④ 会場設営、後片付け等の運営補助
 - ⑤ その他の子ども食堂での活動
- (7) その他市長が特に必要と認める活動

4 活動評価

- (1) 活動1時間につき、1回としてスタンプ1個を押印。2時間以上の活動でスタンプ2個押印。1日に最大2個のスタンプの押印を受けることができます。(1日に2か所でそれぞれ2時間活動しても2個のスタンプの押印となります。)
- (2) スタンプの押印数によりポイントが付与され、本人の申出により換金することができます。

| スタンプの数 | 付与ポイント | 交付金 |
|------------|--------|--------|
| 9個以下 | 0ポイント | 0円 |
| 10個から19個まで | 10ポイント | 1,000円 |
| 20個から29個まで | 20ポイント | 2,000円 |
| 30個から39個まで | 30ポイント | 3,000円 |
| 40個から49個まで | 40ポイント | 4,000円 |
| 50個以上 | 50ポイント | 5,000円 |

(3) 換金の結果、残ったスタンプの数は50個を上限に翌年のポイント付与期間に限り繰り越すことができます。

5 受入機関の指定

上記介護支援ボランティア事業を受け入れていただく受入機関については、別紙様式により市長に申請し、指定を受けていただきます。

6 管理機関

秋田市の委託を受けた秋田市社会福祉協議会となります。

社会福祉協議会は、介護支援ボランティア事業の活動者の申込手続、介護支援ボランティア活動者への講習会の実施、介護支援ボランティア活動者と受入機関との連絡調整、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティアポイントの換金、寄附、介護支援ボランティア制度の普及などを行います。

事業参加の流れ（ボランティア側）

1 介護支援ボランティア登録講習会に参加して、事業の目的や趣旨を理解した上で、ボランティア登録をします。

登録講習会に参加していただき、事業の目的や趣旨を理解し、さらに介護支援ボランティア活動をする上での心構えなども理解していただきます。

ご自分で納得し、活動ができると判断した上で、管理機関（社会福祉協議会）で参加申込みをしていただき、「介護支援ボランティア手帳」の交付を受けます。（登録は講習会当日でなくてもかまいません）

2 ご希望の施設、時間などを管理機関にお伝えください。

初めて活動するかた、別の施設での活動を希望するかたは「介護支援ボランティア手帳」交付の際に配布される「受入機関一覧表」をもとに、管理機関（秋田市社会福祉協議会）に、ご希望の施設、活動時間などを伝え

てください。管理機関がご希望の施設に連絡し受け入れできるか確認します。受け入れできる場合は登録者の登録番号と名前を施設に伝えます。受け入れが決まったら、管理機関が登録者に施設の連絡先と受入担当者の名前を伝えますので施設に直接連絡し、活動内容や日時、開始時期などの詳細について確認してください。

※すでに活動をしているかたで同じ施設での活動を希望されるかたは連絡は不要です。

3 「活動実績報告書」に記入し、介護支援ボランティア手帳にスタンプをもらいます。

受入機関には「活動実績報告書」が備え付けられます。1日の活動を始める前に日付、登録番号、氏名、活動の開始時間を記入してください。

また、1日の介護支援ボランティア活動終了後に、「活動実績報告書」に活動の終了時間を記入してください。記入後、活動先に「介護支援ボランティア手帳」を提示し、活動時間に見合ったスタンプを押印してもらいます。

1時間の活動につきスタンプ1個、1日につき2個が上限となります。

4 集めたスタンプをポイントに交換します。(9月1日～10月31日)

介護支援ボランティア手帳を年1回、指定された期間内に管理機関に提示し、活動実績をポイントに交換します。(詳細は2ページ参照)

年間50ポイントが上限で、余ったスタンプは1年間繰り越しができません。

5 ポイントの換金、寄附を申請します。

ポイントの換金、寄附を希望される方は、市長宛の申請書に必要事項を記入の上、管理機関に介護支援ボランティア手帳を添えて提出します。

なお、ポイントの換金、寄附は必須ではありません。

※介護保険料を過去2年間未納または滞納があった場合は換金できません。

6 交付金を受け取ります。

申請したポイント数に応じて、秋田市から交付金が振り込まれます。

7 ボランティア手帳の更新手続きをします。

ボランティア手帳の有効期限は9月30日までです。その後もボランティア活動を継続する場合は更新手続きを行い、管理機関から新しい手帳の交付を受けます。

※更新時期が近づきましたら手続きについて管理機関からご連絡します。期間が終了するまでに更新手続きをされていないかたが活動を再開される場合、再講習を受けていただくことがあります。また、2年間更新手続きがない場合は自動的に登録が取り消されます。

受入機関指定に関する活動内容の要件

- 1 秋田市内の施設又は場所における活動であること。
- 2 訪問介護で行うべき業務の代替でないこと。
- 3 事業所等が本来行う業務の代替でないこと。
- 4 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。

受入機関指定申請手続きについて

1 受入機関としての指定を受けようとするとき

- (1) 「秋田市介護支援ボランティア受入申請書」(様式第1号)を秋田市長寿福祉課に直接、郵送またはメールで提出してください。
- (2) 折り返し秋田市から「秋田市介護支援ボランティア受入(却下)通知書」(様式第2号)を送付しますので内容をご確認ください。

2 受入機関としての指定を変更するとき

- (1) 「秋田市介護支援ボランティア指定変更申請書」(様式第3号)を秋田市長寿福祉課に直接、郵送またはメールで提出してください。

- (2) 折り返し秋田市から「秋田市介護支援ボランティア指定変更決定通知書」（様式第4号）を送付しますので内容をご確認ください。

3 受入機関を取りやめたいとき。

- (1) 「秋田市介護支援ボランティア受入中止届」（様式第5号）を秋田市長寿福祉課に直接、郵送またはメールで提出してください。
- (2) 折り返し秋田市から「秋田市介護支援ボランティア受入取消決定通知書」（様式第6号）を送付しますので内容をご確認ください。

受入機関にお願いしたいこと

1 管理機関との活動日程などの調整

- (1) 管理機関から施設の担当者のかたに電話連絡が入ります。
- (2) 受け入れを希望している活動者の登録番号と名前をお伝えします。
- (3) 管理機関から活動者に施設の連絡先と受入担当者の名前を伝えます。
- (4) 活動者から連絡がありますので、活動内容や日時、開始時期などを相談して決定してください。その際に活動者が必要な持ち物、心得などをお伝えください。

2 活動日当日の活動内容の指示および活動時間の確認

- (1) 「活動実績報告書」をお渡ししますので、施設に備え付けてください。
- (2) 活動日当日、活動者が来所したら、活動内容、活動時間について再度確認し、「活動実績報告書」へ記入してもらい、その後の活動を必要に応じて指示してください。
- (3) 活動が終了したら「活動実績報告書」へ記入してもらいます。その後、活動開始と終了の時間をチェックし、1時間以上の活動であるということを確認してください。

なお、「活動実績報告書」は毎月管理機関にご提出ください。

3 活動終了時のスタンプ押印

- (1) 1時間以上の活動を確認しましたら、活動者が持参する「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押印してください。
- (2) 押印するスタンプの数は、1時間以上2時間未満で1個、2時間以上で2個です。
- (3) 1日につきスタンプの上限は2個です。同じ日に2時間以上、何時間活動してもその日は2個となります。
- (4) 活動者が介護支援ボランティア手帳を忘れた場合には、後で手帳に貼れるように別の紙にスタンプを押印して活動者にお渡しください。また、施設で実績が確認できる場合は後日スタンプを押印していただいてもかまいません。

4 事故が起きてしまった場合

- (1) 介護支援ボランティア活動者のけが、施設利用者の事故の場合など、緊急措置が必要な場合は、そちらを優先してください。
- (2) 対応後に管理機関（秋田市社会福祉協議会）に速やかに連絡してください。

5 管理機関および秋田市との連絡調整

- (1) 管理機関または秋田市から連絡をさせていただく場合がありますので、連絡担当者を決定しておいてください。
- (2) 本事業について、ご不明な点がありましたら、いつでも管理機関または秋田市の担当者までお問い合わせください。

よくある質問

【対象者】

Q 1 対象者はなぜ65歳以上なのでしょう？

A 1 当事業は、介護保険法に基づく地域支援事業であり、この事業の対象者が65歳以上となっていることから、秋田市においても65歳以上のかたを対象者としたものです。

Q 2 介護支援ボランティア活動者のメリットは何かありますか？

A 2 社会参加活動を通じた介護予防の効果につながることはもちろんのこと、「生きがい」や「やりがい」のある活動の場となることで、生活に張りが出るなど健康維持に役立つ効果が期待できます。

【活動場所・活動内容】

Q 3 介護支援ボランティアの活動先は、どうやって決めるのですか？

A 3 活動先を市が指定することはありません。介護支援ボランティアをされるご本人が「受入機関一覧表」をもとに、管理機関（秋田市社会福祉協議会）に連絡し、ご希望の施設、時間などを伝えてください。管理機関から折り返し連絡します。

Q 4 施設の利用者がいない場合でも活動の対象になりますか？

A 4 対象になります。

Q 5 介護支援ボランティアの活動時間は、準備や後片付けも対象となりますか？

A 5 準備から後片付けまでの時間が対象となります。

Q 6 お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助が活動の対象となっておりますが、食事の盛り付けも対象となりますか？

A 6 食品に直接手を入れる盛り付けなどは衛生面での心配もありますので、対象としては考えておりません。

Q 7 介護支援ボランティアのかたを、施設側で送迎してもかまいませんか？

A 7 かまいません。

Q 8 介護支援ボランティアのかたに、施設側で昼食をサービスしたり、お茶を出したりすることは、可能ですか？

A 8 交通費、食事代などは費用弁償程度とみなしますので、昼食程度であれば、提供してもかまいません。

ただし、費用弁償程度のものを除いて、報酬、謝礼が支払われる活動については、本事業の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 9 施設のレクリエーションで秋田市外に行く場合、「介護支援ボランティア」の同行は可能ですか？

A 9 活動場所は秋田市内となっているので、秋田市外での活動は対象となりません。

【ボランティア手帳について】

Q 1 0 手帳を紛失しました。手帳に押されたスタンプは、どうなりますか？

A 1 0 新しい手帳を交付します。その際、活動記録簿等により実績が確認できた場合に限り、それまで押されたスタンプを押印してお渡しします。

Q 1 1 手帳を紛失され、新しい手帳の再交付を受けた後、古い手帳が出てきた場合、古い手帳との合算は可能ですか？

A 1 1 古い手帳に押印されているスタンプは、新しい手帳のものと合算することができます。ただし、合算することが可能な場合はその年度に限ります。当年度より前の手帳が出てきてもその年度に合算することはできません。ご不明な点は管理機関である秋田市社会福祉

協議会にお問合せください。

【更新手続き・ポイント交換について】

Q 1 2 更新手続きとポイント交換は同時にできるのですか？

A 1 2 9月1日から30日までは、更新手続きとポイント交換の手続きが同時にできます。ポイント交換は10月1日から31日までの期間も受け付けます。

— お問合せ先 —

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課 長寿企画担当

電 話 888-5666 FAX 888-5667

E-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/wf/lg/default.htm>

平成24年 6月 初版発行
平成26年10月 第2版発行
平成27年 7月 第3版発行
平成28年 4月 第4版発行
平成29年 8月 第5版発行
令和 2年 3月 第6版発行
令和 5年 4月 第7版発行